

主 文

労働基準監督署長が○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分は、これらをいずれも取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）の亡配偶者（以下「被災者」という。）は、○年○月○日、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、会社B店で勤務した後、○年○月にオープンしたC所在の会社D店の店長として、販売調理等の業務に従事していた。
- 2 被災者は、○年○月○日、通勤途中に自らの腹部を刺突し自死した。請求人によると、D店の店長への昇進と異動、かつその後の長時間労働により精神障害を発病し、自死に至ったとしている。
- 3 請求人は、被災者が発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を○円として、これらを支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
本件は、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

本件処分における給付基礎日額が、監督署長において算出した〇円を超えるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 前提事実

(略)

2 判断の要件

(略)

3 当審査会の事実認定及び判断

(1) 労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされており、この場合の「支払われた賃金の総額」には、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、算定事由発生日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解すべきである。

(2) 請求人は、被災者の労働時間について、監督署長の調査が十分でなく、被災者が、出勤時に打刻する前、あるいは退勤時に打刻した後も業務に従事していた可能性があり、休憩時間も十分に取れていなかったなどと主張しているので、以下検討する。

ア 会社では、指紋認証システム（以下「管理システム」という。）により出勤管理されており、被災者が出勤時、休憩に入る時、休憩から戻った時及び退勤時に打刻した時刻が記録されていたこと、会社関係者は、いずれも、管理システムの打刻どおりで間違いのない旨申述していることから、当審査会としては、管理システムの打刻により、被災者の労働時間を特定するのが妥当であると判断する。

イ 監督署長が認定した被災者の労働時間集計表では、始業時刻について、シフトの所定始業時刻を始業時刻としているが、会社から請求人に対し、追加支給すべき時間外手当として、〇年〇月に〇円の追加支給の計算を行った際

に、管理システムの打刻時間を始業時刻と認定していることも踏まえ、上記アで説示のとおり、管理システムの打刻によって特定すべきものであると判断する。

また、休憩時間について、監督署長は、一律に所定休憩時間を取得していたとし、所定より長い休憩時間を取得した場合には15分単位で切り上げた時間を取得していたとしており、所定より短い休憩時間を取得した場合には、会社は一律に1時間の休憩時間を取得したとして時間外手当を再計算しているが、同様に管理システムの打刻によって特定すべきものと判断する。

なお、請求人は、出勤時に打刻する前、退勤時に打刻した後に被災者が業務に従事していた可能性があったと主張するが、これを裏付けるに足りる資料は認められず、請求人の主張は採用できない。

ウ 上記ア及びイを踏まえ、当審査会において、管理システムの打刻により、本件平均賃金算定期間における被災者の労働時間を集計したところ、別紙2（略）の労働時間集計表のとおりとなる。

なお、○年○月○日、同年○月○日、同年○月○日、同月○日、同月○日の休憩時間については、被災者が打刻しておらず、会社に対し時間修正申請もなされていないことから、所定休憩時間（同年○月○日は45分、同日以外は1時間。以下同じ。）を取得していたものと推定して集計した。

(3) 請求人は、本件給付基礎日額の算定が過少であると主張しているので、以下検討する。

ア 監督署長は、会社から請求人に対し、追加支給すべき時間外手当として、○年○月に○円が支給されたことから、同支給額を含めて本件平均賃金算定期間に支払われた賃金の総額は、○円であると判断し、これを総日数(○日)で除して、平均賃金を○円○銭と算定したものであるが、その後、審査官が会社に対し、上記時間外手当の算定方法等について質問したところ、会社は、時間外手当算定の単価は○円であり、同単価により再計算した追加支給すべき時間外手当（以下「追加支給（再計算）」という。）は、○円（○年○月分は○円、同年○月分は○円、同年○月分は○円）が正しい旨回答していることから、上記追加支給（再計算）により、被災者の平均賃金を算定するのが妥当であると判断する。

イ また、休憩時間については、前記（2）イで説示のとおり管理システムの

打刻により特定するべきものであるから、労働時間集計表により本件平均賃金算定期間における被災者の休憩時間の取得状況をみると、次のとおりである。

① 所定休憩時間より短い時間しか休憩を取得できなかった日は○日、当該日に所定の休憩時間を取得できなかった時間(以下「未取得時間」という。)の合計は○時間○分(○年○月は○時間○分、同年○月は○時間○分、同年○月は○時間○分)であった。

② 所定休憩時間を超える時間の休憩を取得した日は○日、当該日に所定の休憩時間を超える時間(以下「過取得時間」という。)の合計は、○時間○分(○年○月は○分、同年○月は○分、同年○月は○分)であった。

未取得時間(○時間○分)と過取得時間(○時間○分)を比べると、○時間○分、未取得時間が過取得時間を上回ることから、この時間に対する時間外労働手当も平均賃金算定において対象とする賃金であると判断する。上記追加支給(再計算)及び○時間○分に相当する未払賃金を踏まえると、本件平均賃金算定期間に支払われた賃金の総額は、少なくとも○万○円と認められ、被災者の平均賃金は○円○銭と算定されることから、労災保険法第8条第1項及び第8条の5の規定により、給付基礎日額は、○円(円未満切上げ)となる。

ウ なお、請求人は、時間外手当の算定基礎に業務手当(月額○万円)を含めて計算すべきと主張しているが、雇用契約書及び賃金規程の記載から、同手当には時間外手当○時間に相当するものが含まれていたと認められることから、同手当を時間外手当の算定基礎に含めるのは妥当ではなく、請求人の上記主張は採用できない。したがって、実際の時間外・休日・深夜労働が業務手当の額を超えた場合は、別途その差額が時間外・休日・深夜労働手当として支給されるべきものである(賃金規程第○条)。

エ 以上のとおりであることから、本件処分において適用されるべき給付基礎日額は、監督署長が算定した給付基礎日額○円を超えることは明らかであり、改めて被災者の就労実態等を確認し、会社から被災者に支払われた賃金及び同人に支払われるべき賃金を精査した上で、給付基礎日額を算定する必要がある。

4 結 論

以上のとおり、給付基礎日額を〇円として算定した額による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する本件処分は失当であるから、これを取り消すこととして、主文のとおり裁決する。